

高知大学医学部附属病院医療人育成支援センター規則

平成28年3月8日
規則第125号

最終改正 令和5年3月24日規則第127号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第11条第5項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院医療人育成支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、医学部学生の臨床教育並びに医師及び歯科医師（以下「医師」という。）並びに薬剤師・看護師等の医療従事者（以下「メディカルスタッフ」という。）に対する卒後教育やリカレント学習及び地域医療研修等の生涯教育の実施に係る支援を行うとともに、それら医学教育におけるIR(Institutional Research)活動を行い、入学から卒業、さらには卒業後のデータを分析・活用し、医学教育活動の評価・改善について医学部長及び医学部附属病院長に提言することを通じ、高知大学医学部附属病院における優れた臨床技能を有する医療人育成に貢献することを目的とする。

(構成)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに臨床技能研修部門、初期臨床研修部門、キャリア形成支援部門、看護教育部門及び医学教育IR室を置く。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 臨床技能研修部門

- イ 学生の臨床教育と卒後教育及び生涯教育の連携に関すること。
- ロ スキルラボを使用した臨床技能教育・講習に関すること。
- ハ 模擬患者 (Simulated Patient) に関すること。
- ニ 医学教育活動の現状等に関するデータの収集・整理及び分析に関すること。
- ホ その他臨床技能研修支援に関すること。

(2) 初期臨床研修部門

- イ 初期臨床研修プログラムの作成、実施及び管理に関すること。

- ロ 初期臨床研修医の募集及び登録に関すること。
- ハ 初期臨床研修における評価及び修了認定に関すること。
- ニ 初期臨床研修に係る他医療機関等との連携に関すること。
- ホ 医学教育活動の現状等に関するデータの収集・整理及び分析に関すること。
- ヘ その他初期臨床研修の企画及び運営等に関すること。

(3) キャリア形成支援部門

- イ 専門研修プログラムの作成、実施及び管理に関すること。
- ロ 専攻医の募集及び登録に関すること。
- ハ 専門研修における評価及び修了認定に関すること。
- ニ 専門研修に係る他医療機関等との連携に関すること。
- ホ メディカルスタッフに係る教育研修（看護教育部門の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- ヘ 医師及びメディカルスタッフの勤務継続及び復職の支援に関すること。
- ト 医学教育活動の現状等に関するデータの収集・整理及び分析に関すること。
- チ その他医師及びメディカルスタッフのキャリア形成支援に関すること。

(4) 看護教育部門

- イ 認定看護師教育課程及び看護師特定行為研修の実施及び管理に関すること。
- ロ 認定看護師教育課程及び看護師特定行為研修の募集及び登録に関すること。
- ハ 認定看護師教育課程及び看護師特定行為研修の評価及び修了認定に関すること。
- ニ 認定看護師教育課程及び看護師特定行為研修に係る他医療機関等との連携に関すること。
- ホ その他認定看護師教育課程及び看護師特定行為研修に関すること。

(5) 医学教育 I R 室

- イ 卒前教育、卒後教育、リカレント学習及び生涯教育その他の医学教育活動等に係るデータの収集・整理及び分析に関すること。
- ロ 医学教育分野別認証評価における自己点検のための情報の集積及び分析に関すること。
- ハ その他医学教育における I R 活動に関すること。

(組織)

第5条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他必要な職員

2 前項第1号及び第2号に掲げる者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第6条 センターの部門に、センター長の職務を助け、部門の業務を統括する部門長を置き、教授、准教授、講師又は医療職員のうちから病院長が指名する者をもって充てる。

2 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副部門長)

第7条 センターの部門に、部門長を補佐する副部門長を置くことができる。

2 副部門長は、教授、准教授、講師又は医療職員のうちから病院長が指名する。

3 副部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第7条の2 医学教育IR室に、センター長の職務を助け、医学教育IR室の業務を統括する室長を置き、教授、准教授、講師又は助教のうちから病院長が指名する者をもって充てる。

2 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第7条の3 医学教育IR室に、室長を補佐する副室長を置くことができる。

2 副室長は、教授、准教授、講師又は助教のうちから病院長が指名する。

3 副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、病院長が委嘱する。

3 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第9条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、医療人育成支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(部門会議)

第10条 センターの部門に、部門の円滑な運営のために部門会議を置くことができる。

2 部門会議に関し必要な事項は、別に定める。

(医学教育 I R 室運営委員会)

第10条の2 医学教育 I R 室に、室の円滑な運営のために医学教育 I R 室運営委員会を置くことができる。

2 医学教育 I R 室運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 高知大学医学部附属病院卒後臨床研修センター規則（平成 16 年規則第 256 号）は廃止する。

附 則（平成 29 年 5 月 9 日規則第 5 号）

1 この規則は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命される医学教育 I R 室長及び医学教育 I R 室副室長の任期は、高知大学医学部附属病院医療人育成支援センター規則第 7 条の 2 第 2 項及び第 7 条の 3 第 3 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 127 号）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行後最初に看護教育部門の部門長又は副部門長に指名される者の任期は、この規則による改正後の高知大学医学部附属病院医療人育成支援センター規則第 6 条第 2 項又は第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。